

平成29年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等

第1 子育て応援課

監査結果	講じた措置
<p>1 とっとり婚活応援プロジェクト事業</p> <p>ア とっとり出会いサポート事業（「えんトリー」の運営）</p> <p>a 事業の有効性について【意見】</p> <p>重要業績評価指標（KPI）では、えんトリーによる成婚数を80組（H27～H31年度）と設定しており、平成29年3月31日時点で24組の成婚があったとしている。しかしながら、実際にはえんトリーの会員同士による成婚数は半数の12組であり、残りの12組は会員と非会員による成婚である。</p> <p>具体的に見てみると、KPIでは、『1対1の出会いの場「とっとり出会いサポートセンターえんトリー」による成婚数』を80組と設定しており、マッチング事業以外を事業成果に含めているとは考えられない。そもそも単独事業として予算計上がなされている以上、個別の業績評価指標が必要であり、そうした観点からも、純粋なえんトリー事業だけの業績評価を行い、運営実態を精査する必要があると思われる。</p> <p>また、えんトリーの立上げ当初、入会登録料を1年間に限って無料にしており、平成28年12月末時点では967名もの登録者があったが、有料となる更新手続きを行わない会員が多数にのぼり、平成29年3月31日時点で会員数が523人にまで激減したとのことであった。登録料に比して、事業の魅力を感じなかったこと等、そこには今後の事業運営を見据えた上で、重大な問題があったと考えられ、本来であれば、アンケートをとるなどしてその原因を分析し、今後の改善に繋げていくべきであったが、そうした対応はなされていない。</p> <p>この他、平成28年10月に実施された「鳥取県の政策に関する県民意識調査」では、えんトリーの認知度は23.9%であり、制度自体の周知不足の課題も挙げられる。</p> <p>こうした現状を考慮すると、現時点では少子化対策の事業として、本事業が有効に機能しているとは言いがたい。今後、情報発信の強化に努めるとともに、改善を積み重ねて制度の使いやすさや魅力を高め、より多くの人たちが会員登録してこのマッチングシステムを利活用していくことが望まれる。（20ページ）</p>	<p>KPIの『1対1の出会いの場「とっとり出会いサポートセンターえんトリー」による成婚数』80組は、先行県の実績値を参考に人口比率等で算出したもので、会員同士の成婚組数に限定せずに設定していたものである。</p> <p>監査意見を受けて、会員同士の成婚数をKPIに設定するため、既存のKPI「えんトリーによる成婚数80組」に「（うち会員同士40組）」を追記したほか、出会いの機会の創出がえんトリーの設立趣旨の1つであることからマッチング事業の評価指標として「お引合せ成立組数延べ1,600組」を新たにKPIとして設定した。</p> <p>また、情報発信の強化について、企業による結婚を応援する取組を促進するため普及員をえんトリーに配置し、企業訪問を強化することで認知度向上に取り組み、平成30年12月末には会員数が685人となり平成28年度末から162人増加した。平成30年度には、次の取組を中心に更なる魅力向上を図った。</p> <p>(1) 事業所等との連携によるPR 男女の偏りが大きい事業所等を個別訪問し、えんトリーのPRを実施した。（各消防局で実施したほか、医師会、看護協会等に対し働きかけている。）</p> <p>(2) SNS（ソーシャルネットワークサービス）での情報発信 平成29年度からSNSのアカウントを開設し、個人に対してイベント情報を発信している。成婚者やカップルの生の声を掲載するなど婚活中の方の興味を引く記事を配信し、えんトリーの魅力をPRした。</p> <p>(3) 効率的な相手探し（ビッグデータシステムの導入） 自身に合った相手をさらに効率的に検索できる「ビッグデータシステム」を導入し、えんトリーのお引合せ成立数・交際成立数・成婚数の増加を図った。</p> <p>(4) 広域的縁結び（鳥根県システムとの連携）</p>

監査結果	講じた措置
	<p>平成30年10月に島根県が導入したマッチングシステム「しまコ」を、えんトリーと連携させ、平成30年12月から県境を超えた広域的な出会いを支援している。</p>
<p>b 事業の効率性について【意見】</p> <p>事業の費用対効果について検証するため、国が収集した他県での活動状況「結婚支援センターの設置状況」の提供を受け、費用対効果の測定を目的に検討したが各県のセンター設置年度の違いから県民の周知度の濃淡及び測定値の考え方の差異もあり、事業費と成婚数との相対的な比率など、単純に比較検討するにいたらなかった。しかしながら、税金を原資とした当該事業の目的は、結婚という最も個人的な問題をテーマとしていることから、税の使われ方及び公共性という観点から今後においても注視していく必要がある。(21ページ)</p>	<p>事業内容自体が、結婚支援という費用対効果の分析が困難な内容であるが、KPI値の設定や会員数の把握など、可能な限り事業の指標化及び見える化を進めることで、事業効果の把握と公共性の確保に努めることとしている。</p> <p>また、県の事業に対するスタンスを受託者と共有し、効率的で公共性の高い事業実施となるよう、引き続き受託者に対して指導等を行っていくこととしている。</p>
<p>c 受託者の支出する経費（再委託に係る）について【指摘事項】</p> <p>また、一般社団法人鳥取県法人会連合会への委託料については、実績報告書により、その用途について検討を行い、更に、とっとり出会いサポートセンター（鳥取センター）へ臨場し施設及び設備等についても聴取確認した。その支出のほとんどがとっとり出会いサポートセンターの事務所及びシステム等の維持管理に係る固定費となっており、明らかに不自然な支出は認められなかったが、システム管理費のうち、毎月継続的に支出されるえんトリーブログ・ホームページ解析費（平成28年11月以降毎月54,000円）については契約書等が作成されていない為、委託内容の目的、仕様及び報告様式等が不明確であった。また、データ解析の頻度（毎月である必要性）及びその活用による効果についても検証が出来ていない。当該支出のように継続的に支出されるものについては、契約書を締結するのは当然ながら、その支出金額の妥当性、役務提供の内容及び活用方法についても明確化するよう指導すべきである。</p> <p>次にえんトリー入会者調査及び集計・分析業務についても同様に契約書が締結されておらず、業務仕様の具体的内容、報告書の形式及び引き渡し日等について確認することが出来なかった。</p> <p>当該事業の委託者である鳥取県は、受託者である一般社団法人鳥取県法人会連合会との間で締結したえんトリー（とっとり出会いサポートセンター）運營業務委託契約書第10条（再委託の禁止）の中で、委託業務の一部を再委託する場合は翻訳、通訳の</p>	<p>県の承認を要する再委託に対する認識が不十分であり、必要な承認手続を行っていなかったものである。</p> <p>監査指摘を受けて、平成30年度から軽微なもので承認が不要な再委託を再整理して契約書に明記するとともに、軽微なもの以外で再委託する場合は委託契約書第10条により事前に県の承認を要することを改めて受託者に徹底した。</p> <p>また、契約書の作成と再委託の目的、成果等についても十分確認し、適正な再委託であるか審査を行うこととした。</p>

監査結果	講じた措置
<p>類、印刷物のデザイン、パソコンのリースや会議室の借上げ等の軽微なもの以外については、鳥取県の承認を得ることが求められているが、上記ホームページの解析及びアンケートの集計分析業務について適正に鳥取県に承認を得ているかは疑問である。(21ページ)</p>	
<p>イ 結婚に向けた出会いの機会等創出事業 a 補助金の交付目的について【意見】</p> <p>本事業は、市町村が開催する婚活イベント等の経費を県が一部助成するものである。子育て王国ととり条例及び子育て王国推進指針では、県と市町村等が連携協力に努めながら支援等を行っていくことが求められているが、本事業はまさに市町村との連携協力を図った事業である。</p> <p>事業の実施主体は5市町で、51組のカップルが成立した。事業を通じて多くのカップルが誕生したが、県としては、このうち何組のカップルが成婚へと繋がっていくかが重要な問題である。この点について県の担当課に確認したところ、「カップルによっては連絡が取れなくなったり、イベント主催者からの追跡を嫌がる方がおられるため、その後の追跡調査ができておらず不明」とのことであった。しかしながら、補助金交付要綱第2条の交付目的には、「県がその必要経費の一部を助成することにより、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的とする」と規定されている。したがって、補助金を通じて最終的には成婚へと導き、未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけることが補助金の真の目的であると思われる。</p> <p>また、当該補助金は平成27年度から実施され、平成28年度及び平成29年度も引き続いて予算計上が行われている。このように毎年度の継続事業であるにも係らず、アンケート分析等、事業の効果検証は何ら行われていない。この点についても県の担当課に確認したところ、「事業の数も多く、日々の業務に追われてそこまで手が回らない」とのことであった。</p> <p>以上のことからすると、本事業は補助金の交付手続きに終始し、本来の事業目的が満たされていないと考えられる。個人情報の問題等、確かに難しい面があるとは思われるが、やはり成立したカップルを中心に、市町村と連携を図りながらその後のフォローアップを行い、成婚へと繋げていく取組みが必要ではないだろうか。</p> <p>補助金を支給するだけでなく、そうした取組みが子育て王国ととり条例や子育て王国推進指針</p>	<p>市町村実施事業に対する支援及び補助であるため、その成果把握も基本的には市町村の業務と考えていたため、十分な事業フォローができていなかったものである。</p> <p>監査意見を受けて、市町村との連携を強化し、イベントで成立したカップルにえんトリーで実施している「結婚を考えるカップルのためのサポートセミナー」等を案内し、その後のフォローに活用するとともに、イベント実施後から定期的に成婚数の把握に取り組んでいただくよう依頼した。</p> <p>また、補助金交付要綱を改正し、事業による参加者の意識変容を調査するとともに、成婚数の把握を努力義務とし、実績報告書提出後に成婚を把握した場合にはその都度県へ報告してもらうこととした。</p>

監査結果	講じた措置
<p>で要請されている本来の市町村との連携協力の在り方であり、また、そこでの成婚実績が本補助金の真の目的であると思われる。(23ページ)</p>	
<p>ｂ 実績報告書の記載について【意見】</p> <p>八頭町の結婚に向けた出会いの場と創出を図る事業補助金の実績報告書によると、所要事業費の合計額374,191円が補助対象費となっているが、当該自治体から提出された実績報告書及び別紙の添付様式では、その他の収入の記載は無く、参加料の有無とその具体的用途及びイベントにおける委託料等の経費内訳は記載されていなかった。なお後日、提出された八頭町保管の諸資料により、支出内容の検討した結果、補助金の交付に問題は認められなかった。もとより、当該補助金の交付要綱によれば、補助対象経費の範囲について具体的に規定されており、補助対象事業の具体的な支出内容が記載されていない実績報告書は記載不備と言わざるを得ない。担当課では、補助金交付事業であることを鑑み、実績報告書の検査において、補助対象経費の判定における諸資料の提出や事業全体の収支の記載を補助対象者に求める必要があることから、実績報告書の適正な記載について指導されたい。(23ページ)</p>	<p>市町村実施事業に対する支援及び補助であるため、事業執行の確認は市町村が適切に執行していると考えていたため、委託料の用途及び内容について詳細な部分までは把握していなかったものである。</p> <p>監査意見を受けて、意見の内容を所属内で周知し、事業内容等の詳細についても把握するよう徹底した上で、今後は事業内容詳細等が分かるよう実績報告書の適正な記載を指導し、必要に応じて追加資料の提出を求めることとした。</p>
<p>エ 婚活イベント開催助成事業</p> <p>ａ 目的数値である成婚数の把握について【意見】</p> <p>「イ 結婚に向けた出会いの機会等創出事業」での「意見」と同様に、本事業でも32組のカップルが成立しているが、その後の追跡調査ができておらず、状況把握はなされていない。この補助金交付要綱第2条の交付目的にも、「必要な経費を助成することにより、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的として交付する」と規定されている。したがって、事業後のフォローアップを行い、成婚へと繋げる取組みを検討していくことが必要であると思われる。</p> <p>また、当該補助金は平成25年度から毎年度実施されており、特に今年度においては、よりマッチング効果を高めることを目的として、新たに「趣味」や「学び」と関連づけたイベント等を実施する団体にも補助金を交付することとしている。この新要件の補助金は1団体当たり3回まで補助が受けられるため、他の要件の補助金よりも高額な支給となった。しかしながら、交付目的や支給金額に反して、カップル成立数が他の要件支給のものを下回る結果となっている。この新要件の補助金は、2団体に対して、それぞれ526,000円と533,000円が支給され</p>	<p>未婚男女に出会いの機会を提供し、結婚にもつながるカップル成立を事業成果と捉えていたため、事業後のフォローアップが不十分となっていたものである。</p> <p>監査意見を受けて、補助金交付要綱を改正し、実績報告書提出後に成婚を把握した場合にはその都度県へ報告することを義務化するとともに、イベント参加による婚活への意欲増加も目的の一つであることから、事業による参加者の意識変容を調査することとした。</p> <p>また、カップル成立率が高い、費用対効果が高い、出会いの機会の創出だけではなく広く波及効果が期待できる等、優良事例、効果の高い事業を所属のホームページに掲載して広報するとともに、毎年度事業の評価を行い、事業効果の低いイベントについては、より事業成果を重視して実施内容の見直しを検討することとした。</p>

監査結果	講じた措置
<p>たが、カップル数は2組と1組に留まった。従来からある要件支給のものでは、70,000円の補助金で4組のカップルが成立するなど、全体的に高い効果がでている。</p> <p>こうした現状を踏まえ、アンケート等で原因分析を行い、改善策を踏まえた上で翌年度に繋げていくべきであるが、「イ 結婚に向けた出会いの機会等創出事業」でも触れたように、事業の効果検証は行われていない。したがって、平成29年度においても、新要件での補助金予算は、支給団体数が最大で5団体から3団体へと縮小はなされているものの、要件自体は変わっていない。本事業のように同様の事業に継続して補助金を支給する場合、事業の効果を高めるために毎年度事業の評価を適切に行い、当該評価に基づいて翌年度の内容を検討していく必要がある。</p> <p>この点について、県の担当課へのヒアリングでは、事業数が多く日々の業務に追われてそこまで手が回らないとのことであった。しかしそれが実態であるならば、事業数の縮減も視野に業務の見直しを行い、一つ一つの事業が疎かにならず、適切に事業成果が上がっていくような体制を整えていくべきであると思われる。(27ページ)</p>	
<p>2 地域少子化対策重点推進交付金事業（とっとり出会いの村・センター機能充実事業）</p> <p>ア 婚活スキルアップ研修開催事業</p> <p>a 開催規模（人数）に満たない参加者数について【意見】</p> <p>基本的に、イベントの成否については、参加人数を一つの尺度としてとらえている。当該イベントの開催における参加者は、各回とも仕様書に定める20人規模にみたさず、予定する成果をあげたとは言い難い。定員予定数を下回る参加者となったことの原因（広報のあり方、イベント内容のあり方）等を更に分析検討し、費用対効果を念頭に単に開催回数の実績に満足することなく、参加者ニーズを満たすイベントとなるような企画としていただきたい。(29ページ)</p>	<p>事業のPR不足により予定する規模の参加者数とならなかったものである。</p> <p>監査意見を受けて、早めに事業計画等を固めて受託者と十分に協議し連携することで、県及び受託者が以下のように様々なルートを活用することでPR等を強化した。</p> <p>また、参加者やえんトリー会員に聞き取ると、少人数形式、個別相談形式の要望が多いため、平成30年度は、1回あたりの定員を少なくし開催回数を増やした。今後も要望等を聞きながら、希望に沿ったセミナーとなるよう企画を検討することとしている。</p> <p>(1) 受託者が行ったPRの強化等 参加者アンケートに基づいたイベント企画や、市町村、えんトリー協力企業、事業所間交流事業参加者等に対し広報を強化した。</p>

監査結果	講じた措置
	<p>(2) 県が行ったPRの強化等 婚活イベント情報メール配信システムの活用、婚活サポーター、包括連携協定企業、福祉分野の企業・事業所に対する広報を強化した。</p>
<p>3 地域少子化対策重点推進交付金事業（ライフプランを考える啓発セミナー等開催事業） イ 結婚や出産の基礎知識から学ぶライフプランセミナー a 契約書の作成について【指摘事項】 鳥取県と株式会社Rの業務委託契約書は委託料が3,488,400円であり2,295,994円の減額が行われているが、委託料を減額する変更契約書が作成されていない。(34ページ)</p>	<p>国の交付決定が遅くなったため、セミナーを実施してくれる大学等の掘り起しが十分にできず、最後までセミナー開催先の確保にこだわったため、変更契約時期を逸したものであるが、適時に変更契約すべきものであり、契約書には実績金額で精算する規定もなかった。 監査意見を受けて、委託業務が契約どおりに実施することができないと判明した場合には、適時に変更契約を行うよう所属内で徹底した。 また、契約書の記載内容を見直し、契約金額を上限として実績金額と比較し金額の少ない方を確定額として精算することとした。</p>
<p>b セミナー対象者について【指摘事項】 業務委託報告書の実績によると、2回のセミナーのうち1回は社会人に対して実施されている。業務委託契約仕様書では対象者は大学生となっているにもかかわらず、社会人を対象としたセミナーを行っている。 県の担当者の説明では、大学生を対象とする開催日程が困難であったため、やむなく新卒者を対象者として判断し社会人を対象とした開催となったとの説明を受けた。業務委託契約のセミナー対象者を仕様書に定められている対象者でない者にセミナー行い、開催実績としてカウントすることは単なる数合わせと言わざるを得ない。セミナーの開催趣旨及び目的を考えると安易に対象者を変更すべきではなく、当該セミナーの開催は実施すべきではないと認められる。(34ページ)</p>	<p>事業の効果を高めるために新社会人を対象に加えたものであるが、契約書の仕様と異なるものであった。 監査指摘を受けて、契約内容を軽視して事業実施することがないよう所属内で指摘内容を周知徹底した。 なお、より多くの参加者を確保することで事業効果を高めるため、平成29年度から仕様を見直し、対象者を拡大した。</p>
<p>c 業務完了報告書について【意見】 業務完了報告書は、平成29年3月31日付で作成されており、添付されている御見積書も平成29年3月31日で作成されている。 御見積書は本来の見積書として使用したのではなく内訳書として添付してあるとの説明であるが、大学生を対象に行っているセミナーであるため大学の講義等に組み込めないことが分かった時点で</p>	<p>セミナーの具体的な内容の決定については受託者と協議していたが、委託業務の仕様について変更契約が必要という認識が不足し、業務完了日も委託期間最終日としていたものである。 監査意見を受けて、委託業務が契約どおりに実施することができないものである場合には適時に変更契約すること及び委託期間の満了を待</p>

監査結果	講じた措置
<p>変更契約書等により業務変更を行うべきであり、業務完了日を平成29年3月31日とすべきではない。(34ページ)</p>	<p>たず適時に業務完了することを徹底した。</p> <p>また、県及び受託者が十分情報共有し、事業の実施内容だけでなく事業の実施スケジュールや進捗状況についても密に協議を行い、問題が生じた際には速やかに対応するよう所属内で徹底した。</p>
<p>d 業務委託の協議について【意見】</p> <p>業務委託仕様書の5業務内容(1)セミナー内容のエ「実施する内容については、県等との協議の上、最終的に決定すること。」となっており、今後はよく協議して業務委託の変更等を行う必要があると考える。(35ページ)</p>	
<p>4 子育て応援市町村交付金</p> <p>ア チャイルドシート購入助成について【意見】</p> <p>3市町からチャイルドシート購入助成事業が計上されているが、県内では他の市町村でもチャイルドシート助成を行っており、対象となるものとして周知すべきではないかと考えます。(38ページ)</p>	<p>市町村交付金をどの単市町村事業に充当するかは、各市町村が判断しているものである。</p> <p>監査意見を受けて、子育て応援市町村交付金を上限額まで申請していなかった市町村に対して個別に充当可能事業を周知した。</p> <p>また、各市町村からの問い合わせに対し、活用例も併せて紹介するなど、より多くの市町村に活用してもらえるよう努めている。</p>
<p>イ 出産祝い金助成金【意見】</p> <p>出産祝い金助成金（金銭ではなく記念品等も含む）も県内では多くの市町村が行っており、対象となることを周知すべきだと考えます。(39ページ)</p>	
<p>ウ 事業の周知等【意見】</p> <p>今回1町だけ申請していないが、子育て助成としてファミリーサポートセンター事業等の対象事業分野の事業も行っており、交付対象となる事業分野を明確にすべきだと考える。</p> <p>各市町村は独自で行っている事業も多いため抽象的な事業分野となっていることも理解できるが、明確な例示等を加えて事業分野を示すべきではないかと考える。(39ページ)</p>	
<p>10 保育士確保対策支援事業</p> <p>ア 事業の周知について【意見】</p> <p>実績報告書を確認したところ、福祉人材センターと連携した求人・求職のマッチングにおける相談件数について343件、また就職決定数について51件と記載されていた。</p> <p>相談件数については1日当たり平均1、2件程度であり、また4,000名以上と想定されている潜在保育士の数からみて就職決定数51件という数字は、実績として十分とは言いがたい。</p> <p>原因として、求職者に本事業が周知されていないことが考えられる。</p> <p>有効的に事業を行うためにも、本事業の周知を図りたい。(50ページ)</p>	<p>保育士・保育所支援センターの設置及び事業開始が平成28年4月であり、PRも行っていたが、初年度であったこともあり周知が浸透していなかった。</p> <p>監査意見を受けて、受託者から適宜進捗報告や事業課題を聞き取った上で今後の進め方について方針協議を行い、県及びセンターが主催する研修を広報機会としてPRを行う等、県とセンターが連携して事業の周知を強化した。</p>
<p>12 子育てしやすい環境整備促進（企業子宝率調査）事業</p> <p>ア 定量的成果目標の設定について【指摘事項】</p>	

監査結果	講じた措置
<p>企業子宝率調査回収率を調査票送付企業の3割から回答を得ることとしているが、調査票の送付先を「県内に本社がある常用雇用者10人以上の企業・事業所」と記載してあるが、送付対象企業の選定方法は、</p> <p>(ア) 女性活躍推進課が所管する「男女共同参画推進企業」(より優れた子育て支援の取組を行っている企業の掘起こしを行うため。)</p> <p>(イ) 前回調査回答企業(経年変化を観察するため)</p> <p>(ウ) その他業種ごとの企業数に応じてランダムに選定</p> <p>という説明を担当者から受けた。</p> <p>また、調査票送付先企業を1,000社から1,500社に増やした理由は、「より多くの企業に参加していただくため」という説明を担当者より受けた。</p> <p>本個別事業は、県内企業の「企業の子育て推進力」を、「企業子宝率」の数値を用いて調査分析し、その数値の高い企業を周知することで、県内におけるワーク・ライフ・バランス及び子育て支援の取組の推進、地域住民への普及啓発に繋げることを目的に掲げているが、送付対象企業の選定方法(ア)及び(イ)は定量的成果目標の達成を目的としているのではないかと考える。</p> <p>企業子宝率調査回収率を優先するのではなく、ワーク・ライフ・バランス及び子育て支援の取組の推進、地域住民への普及啓発を目的とし、「より多くの企業に参加していただく」という調査票送付先企業選定方法が重要ではないかと考える。(57ページ)</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの配慮等による優れた子育て支援の取組や継続調査により企業子宝率が上昇した企業の取組を把握するため、(ア)及び(イ)の企業を調査対象としているもので、今後も継続調査することとしている。</p> <p>監査指摘を受けて、さらに効果的な事業となるよう、単に回収率の向上を目的とするのではなく、調査を通してPRしたい内容を併せて送付する等、取組の推進や普及啓発と併せて調査を実施することとした。</p>
<p>イ 企業を表彰するにあたっての評価方法について【意見】</p> <p>子育て支援に効果的な取組を行っている企業を表彰することについては、企業の子育て支援のインセンティブになり理解できる。</p> <p>しかし、支援制度が充実している企業に子どもが多いとは限らず、また、出産を望まない家庭や、望んでも子どもを授からない家庭もあり、企業子宝率を示して表彰することは、このような家庭に対して行政による出産の押しつけになりかねず、企業を表彰するにあたって、企業子宝率を用いる必要性は特に感じられない。</p> <p>表彰企業の評価方法について、子育て支援制度の充実度及びその支援制度が実際にどれだけ利用されているか等で評価するなど、再度検討されたい。(57ページ)</p>	<p>県内企業で働く従業員の子育て環境を企業子宝率という新たな指標を用いて「見える化」することで、県内企業全体の機運醸成等に繋げていくことを目的にしているが、表彰企業を選定する際には企業子宝率調査のみを判断材料としているのではなく、子育て世代への配慮や職場環境・制度整備等を調査し、企業子宝率が高い企業でなくても表彰しているところである。</p> <p>今後は、企業子宝率調査を行う県の意図や企業表彰の選定理由などのPRを強化し、引き続き企業の子育てしやすい職場環境整備の機運醸成を図ることとしている。</p>
<p>13 男性の子育てしやすい企業支援奨励金</p>	

監査結果	講じた措置
<p>ア 事業実施の効果について【意見】</p> <p>奨励金支給要領等を閲覧し、事業の有効性について検討を行ったところ、支給実績の少なさから事業の有効性に疑問を覚えた。</p> <p>そこで、事業の有効性及び奨励金の申請件数が少ない点について担当者に確認を行ったところ「男性の育児参加推進に取り組む企業へのインセンティブとして、これまでこれらの取組に積極的ではなかった企業が取組を始める動機付けとして有効性があると考えている。」「申請件数が少ない理由としては、制度の認知不足の他に、男性職員が育児参加休暇、育児休業を取得してはいるものの、県の申請基準に満たない企業も多数あるものと思われる。県では、平成29年度より、男性の育児・家事への参加の重要性を、企業経営者、従業員に対して啓発することを目的とした『イクメン養成キャラバン事業』を実施予定であり、これらの事業と連携しながら、当奨励金の周知ならびに取得促進を図っていくこととしている」とのことであった。県の申請基準に満たない企業も多数あるとのことだが、平成26年度から平成28年度における支給実績のうち17件が元々一般事業主行動計画を作成していた企業であることから、支給要件における「一般事業主行動計画の策定」が当奨励金の申請のハードルの一つとなっていることが考えられる。また、一部の企業が何回も申請しており、この点については、公平性の観点から問題である。</p> <p>当事業の目的は理解できるが、現在は事業が有効的に実施されているとは認められない。当奨励金の周知を図るとともに一般事業主行動計画の策定における十分なフォローアップをすることにより、当奨励金の取得促進に努められたい。(60ページ)</p>	<p>企業支援金制度が十分に認知されていない、一般事業主行動計画の策定の手続が面倒といった印象を持たれていることなどにより、制度の活用につながっていなかった。</p> <p>監査意見を受けて、県の働き方改革や男女共同参画等の会議、イクメン養成キャラバンなど、様々な機会をとらえて制度のPRを行った。</p> <p>また、平成30年度から制度を拡充し、奨励金の名称も変更したことから、チラシの送付や事業所等を対象とした各種会議を通して制度の周知を図った。</p> <p>なお、一般事業主行動計画の策定等の事務について、労働政策課などの社会保険労務士の派遣事業などの活用も併せて制度活用をPRすることとした。</p>
<p>14 子育てっていいなキャンペーン事業</p> <p>ア 事業の効果検証の有効性について【意見】</p> <p>業務委託仕様書において事業の効果検証及び重要業績評価指標については下記のとおりとなっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事業の効果検証を行い、報告書にとりまとめること。なお、本事業の重要業績指標(KPI)は次のとおりで、その達成状況については報告書に必ず盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンの認知度 80% ・県内で子育てをしたい(考えてみたい)、子育てを応援したいとの意識変容 70% ・特設サイトアクセス数：45,000回 ・本事業をきっかけに、とっとり子育て隊に入隊した者の数 </div>	<p>委託業務のKPIの設定に係る検討が不十分で、指標自体に検討の余地があったと考えている。</p> <p>平成29年度以降に同事業は実施していないが、今後類似する事業で委託業務にKPIを設定する場合には、どのような指標を設定するのが適切か、KPI未達成の場合の検証方法等について十分検討することを所属内に徹底した。</p>

監査結果	講じた措置																																			
(個人)60人 (団体)14団体 (企業)600社																																				
<p>また、報告書にとりまとめられた、事業の効果検証及び重要業績評価指標の達成状況については下記のとおりとなっている。</p>																																				
<p>○検証結果</p> <p>1 アンケート調査① 平成28年10月19日～12月19日の期間において、「みんなで子育て応援キャンペーン」特設WEBサイト内にてサイト訪問者にアンケートを記入してもらう形式で実施。 アンケート総数72件</p> <p>2 アンケート調査② 「みんなで子育て応援キャンペーン」への認知度を図るアンケートを鳥取県内の企業へのアンケート用紙に記入してもらう形式で実施。 アンケート総数：53件</p> <p>3 アクセス数 調査期間：平成28年10月19日～12月19日 ・ネイティブアクセス数 : 21,373件 ・広告アクセス数 : 25,599件 【広告アクセス数内訳】 Yahoo ディスプレイ広告 : 2,529件 Google ディスプレイ広告 : 2,731件 Facebook 広告 : 20,339件 ・合計アクセス数 : 46,972件</p>																																				
<p>○KPI 達成状況</p> <table border="1" data-bbox="188 1122 1185 1391"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>KPI</th> <th>実績</th> <th>達成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>キャンペーンの認知度</td> <td>80%</td> <td>92%</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>県内で子育てをしたい(考えてみたい)、子育てを応援したいとの意識変容</td> <td>70%</td> <td>93%</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特設サイトアクセス数</td> <td>45,000</td> <td>46,972</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>子育て応援隊登録者 個人</td> <td>60</td> <td>91</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>子育て応援隊登録者 団体</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>子育て応援隊登録者 企業</td> <td>600</td> <td>236</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		内容	KPI	実績	達成	1	キャンペーンの認知度	80%	92%	○	2	県内で子育てをしたい(考えてみたい)、子育てを応援したいとの意識変容	70%	93%	○	3	特設サイトアクセス数	45,000	46,972	○	4	子育て応援隊登録者 個人	60	91	○	5	子育て応援隊登録者 団体	14	15	○	6	子育て応援隊登録者 企業	600	236	×	
	内容	KPI	実績	達成																																
1	キャンペーンの認知度	80%	92%	○																																
2	県内で子育てをしたい(考えてみたい)、子育てを応援したいとの意識変容	70%	93%	○																																
3	特設サイトアクセス数	45,000	46,972	○																																
4	子育て応援隊登録者 個人	60	91	○																																
5	子育て応援隊登録者 団体	14	15	○																																
6	子育て応援隊登録者 企業	600	236	×																																
<p>KPI達成状況の1から5について「達成」とされているが、その根拠となっている検証結果におけるアンケート総数が非常に少なく、事業の効果検証の有効性については疑問が残る。</p> <p>また子育て隊登録者(企業)についてはKPIを達成できていない。</p> <p>有効な事業の効果検証を担保するためにも、アンケートの取り方について検討するとともに、KPIを達成できていないものについては理由の報告を求め、内容を十分に検証するべきである。(62ページ)</p>																																				
<p>16 鳥取県保育士等修学資金貸付事業 ア 督促状の発行について【指摘事項】 修学資金の返還者6人のうち、未納状態である2人について、鳥取県の債権管理事務取扱要綱では、</p>	<p>担当者及び上司が督促状作成について認識が不十分で督促状発行調書を作成していなかった</p>																																			

監査結果	講じた措置
<p>「公法上、私法上の債権を問わず、納期限後20日以内に、督促状発行調書により手続きを行い、督促状に指定する期限は、発行の日から10日以内としなければならない。」と規定されており、鳥取県債権管理事務取扱規則第4条（期限後の督促）及び第5条（督促状の発行期日及び指定期限）にも同様に定められており、未納となった時から10日以内に督促状発行調書を作成しなければならない。（70ページ）</p>	<p>ものである。</p> <p>監査指摘を受けて、未作成であった督促状発行調書を作成し、未納者へ督促状を送付した。</p> <p>また、債権管理事務取扱規則の徹底と貸付金の債権管理を所属内で情報共有し、上司も進捗管理を徹底することとした。</p>
<p>イ 修学資金の返済計画について【指摘事項】</p> <p>返済計画を提出せずに協議中の者について、修学資金の返還は鳥取県保育士等修学資金貸付規則第11条第2項に「修学生は、第9条第1項の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたときは、同条第3項の規定による通知の日の属する月の翌月から修学資金の修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内に、月賦均等払の方法により、修学資金を返還しなければならない」と規定されている。</p> <p>協議中の者は奨学金1であるため、入学支援資金24万円と月額6万円を6カ月間受領している。規則どおりであれば、返済期間6カ月の10万円月賦均等払となるが何ら処理されていない。</p> <p>修学資金の貸付けを打ち切られてから10ヶ月経過しているため、早期の対応を求める。（70ページ）</p>	<p>平成29年3月に分納納入申請書が提出されたが、本人に電話等するも連絡が取れなかったため、対応が遅れたものである。</p> <p>平成29年12月に債務者と連絡をとることが出来たため、返済計画等も含めて協議したことで、平成30年1月に全額納付された。</p>
<p>ウ 修学資金の返還者との接触状況について【指摘事項】</p> <p>「鳥取県保育士等修学資金貸付事業債権管理票」により返還者との接触状況を確認したところ、未納状態である2人と返済計画を協議中の1人との接触を半年以上行わず放置されていた。</p> <p>修学資金の原資は税金であることを念頭に、計画的に返還者と接触すべきである。（71ページ）</p>	<p>返還者が電話に応じなかったこと及び所属の進行管理が不十分だったことによるものである。</p> <p>監査指摘を受けて、定期的に本人や連帯債務者に電話、臨宅等によりで接触を図り、返済へ向けた協議等を行うこととした。</p> <p>また、返還が必要となった時点で計画的に対応方針、債権回収に向けたロードマップ等を作成し所属内で情報共有することとした。</p>
<p>17 財産の貸付及び使用許可について</p> <p>ア 土地の使用料を無償としていることについて【指摘事項】</p> <p>工作物売買契約書で各種埋設管類はアスファルト舗装の下にあり、雨水排水管等は条件として理解できるが、アスファルト舗装の外側にあるN案内看板及び照明灯の土地使用料を全額免除とすることには疑問が生じる場所である。</p> <p>行政財産の土地の一部を使用して電柱を設置している業者からは土地使用料を徴収していることから、この案内看板も行政財産の土地の一部を使用して設置しているので、同様に土地使用料を徴収す</p>	<p>工作物売買契約の際に、既存施設の移転等の経緯から、付帯条件のある契約を行ったことに起因するものであるが、行政財産の使用許可更新等の際に内容等を十分に再検証していなかったものである。</p> <p>監査指摘を受け、平成30年4月の更新時に減免をせず、土地使用料を徴収することを条件として使用許可した。</p> <p>なお、行政財産の使用許可について、金額の改</p>

監査結果	講じた措置
<p>べきと考える。 (73ページ)</p> <p>イ 申請者と売買契約者甲との相違について【指摘事項】</p> <p>また、当時の売買契約者と今現在の申請者は異なるため、平成12年8月25日付の工作物売買契約書の事項を現在の申請者に適用するのは、条項を拡大解釈しているだけであり、元々は当初の所有者との確認事項であるため、この工作物売買契約書の条項をもって申請者である現在の所有者の使用料全額免除を行うことは適正ではないと考える。</p> <p>申請者が替わった時点で、この申請自体の有効性を考慮すべきだったと考えるが、県の旧観光課が計画した砂丘博物館（仮称）に協力して移転し、また砂丘博物館が建設されなかったためNに多大なる負担を強いた経緯も考慮すると、平成12年の工作物売買契約書の条項を加えた理由も推察されるが、20年近く前の売買契約書であり当事者も替わっているので、見直しを行う必要があると考える。(73ページ)</p>	<p>定や許可期間更新等の際には、契約内容の確認や価格の妥当性等を財産管理部局などの意見も踏まえながら見直すことを所属内で徹底した。</p>

第2 女性活躍推進課

監査結果	講じた措置
<p>2 女性活躍トップランナー事業</p> <p>ア 女性活躍のための企業支援補助金対象の研修の範囲について【意見】</p> <p>輝く女性活躍パワーアップ企業の登録推進における、女性活躍推進の取組みを行う企業に対する各種支援の内容を検討したところ、女性活躍のための企業支援補助金については、企業の自主宣言に係る行動計画達成活用例として研修会参加費用（受講料・旅費）等の補助金を支給している。</p> <p>交付対象者から提出された実績報告書によると、所属するグループの30周年記念全国大会（平成28年10月19日～20日於：札幌）への参加交通費及び宿泊代として女性参加者3名分197,222円を当該補助金対象経費として、補助率1/2による補助金98,611円の交付を受けている。</p> <p>実績報告書に添付された当該大会のパンフレットによれば文字通り、所属するグループ企業の誕生30周年記念全国大会（主目的が全国のグループ会員の合同交流会、災害事例勉強会、対応策意見交換会等）への参加であり、事業実施計画書にはその目的が、女性従業員スキルアップのための外部研修への参加と位置付けられている。当該支援策での補助対</p>	<p>補助対象となる研修は「輝く女性活躍パワーアップ企業」の自主宣言及び行動計画に定められた女性の配置・育成・教育訓練等に適合するものであり、一律の判定基準を作成できないため個別に審査及び判定することとしている。</p> <p>補助対象とした研修会は、交付決定時に開催案内等により当該企業の自主宣言等に基づいた女性の活躍に資するものであることを確認しているが、今後は実績報告時にも、研修会当日に配付された研修資料等を必要に応じて提出させ、より厳格に審査している。</p>

監査結果	講じた措置
<p>象となる研修会の適否について、その目的や趣旨は当然ながら主催者が作成した参加者名簿、旅行日程表、懇親会や観光の有無及び旅行費用の具体的内訳等、第三者作成による資料の確認を行い、総合的に勘案する必要があると考えられる。補助対象となる研修について、鳥取県女性活躍職場づくり助成金等事業補助金交付要綱の第3条（補助事業の内容）では、女性の配置・育成・教育訓練に関する取組である事業と規定されているのみであり、補助対象となる研修の基準があいまいである感は否めない。当該補助金の対象となる研修等の範囲について具体的な判定基準等を規定する等、厳格的な審査を検討されたい。（78ページ）</p>	
<p>イ 環境整備助成金事業の範囲について【意見】</p> <p>当該助成金の交付対象者となった全8社のうち7社がトイレ改修工事による設備費であるが、交付対象者には建設会社や設備会社が含まれており、本来であれば最も、補助金に頼らず自助努力により整備可能な者と考えられる。補助金交付要綱によれば、女性活躍推進のための職場環境整備（女性トイレ、更衣室等）を行った輝く女性活躍パワーアップ企業に支給とされており、登録企業のインセンティブ色が強い補助事業と思われる。しかしながら、いずれも50万円の上限の支給となっており多額な助成金であることから、交付目的の達成度を補助条件に規定するなど、当該女性活躍パワーアップ認定企業の自主宣言による3年間の行動計画の推進を単なる努力目標に終わらせることなく、達成企業を補助対象にする等を含め、登録企業の更なる機運醸成に資する、より有効性のある制度とするため、フォローアップを図るべきと思われる。（78ページ）</p>	<p>交付目的（女性の就労環境の改善）に資する内容であることは事業計画書で確認し、目的の達成度については実績報告書で確認が可能であることから補助条件には規定しないが、輝く女性活躍パワーアップ企業の行動計画が単なる努力目標で終わらないよう、行動計画の登録から3年を経過した時点で、取組状況や自主宣言の達成状況について確認し、登録企業の更なる機運醸成に資するフォローアップを行っている。</p>
<p>3 地域における女性活躍推進事業</p> <p>ア 事業の効率性について【意見】</p> <p>当該委託仕様書によれば、セミナーの開催規模について、定員30名以上とすることとされており、事業の成否あるいは費用対効果の面で参加者が予定定員を下回ったことは問題である。受託者であるR社の提出資料によると、開催広報チラシの郵送先894社・FAXによる送付2,844社及び電話や訪問468社として広報しているにもかかわらず、集客が出来ていない。改めて効率性の観点から、原因を再度検証し、県内企業のニーズの把握と今後の実施について検討されたい。（79ページ）</p>	<p>セミナーの日程を2日間の連続講座として実施したため、参加者の負担が大きく申込数が伸びなかったこと及び参加資格を従業員数100名以下の企業の女性に限定したため、希望しても参加できない女性がいたことによるものである。</p> <p>参加者のニーズを受けて、平成29年度から2日間の連続講座を1日で完結する講座に改めたことで定員40名を上回る申込があった。今後も、セミナー開催日程、参加要件等を随時見直し、より参加しやすい形で実施することとしている。</p>
<p>4 イクボス推進事業</p> <p>ア 事業の有効性及び効率性について【指摘事</p>	

監査結果	講じた措置
<p>項】</p> <p>当該委託仕様書によれば、セミナーの開催規模について、定員 30 名以上とすることとされており、事業の成否あるいは費用対効果の面で参加者が予定定員を大幅に下回ったことは問題である。受託者である㈱Jの完了報告書によると、開催広報チラシの郵送先「男女共同参画推進認定企業」に 600 社・従業員規模 10 人以上の県内企業の約 1,000 社、企業訪問 200 社及び女性活躍推進課ホームページでの案内等として広報しているにもかかわらず、集客が出来ていない。また、完了報告書に添付されている参加者名簿によれば、受託者の関係者や同一の者が会場ごとに参加者としてカウントされている事実が確認された。これは、参加者希望者が少なかったことに加え、当日に参加予定者が急遽欠席となる等、グループ討議等を実施するため、主催者スタッフが参加せざるを得なかったものと推量されるが、本来の参加者には該当しないものと考ええる。</p> <p>改めて、有効性及び効率性の観点から原因を再度検証し、県内企業のニーズの把握と今後の実施について検討されたい。(81 ページ)</p>	<p>広報にも力を入れて集客を図ったが、研修の対象者である経営者を長時間拘束することとなる日程が支障となり、参加者が定員に満たなかったものである。</p> <p>監査意見を受けて、平成30年度からイクボス・ファミボス養成塾の開催方式を見直し、希望する業界団体や経済団体等と事前に調整することで、役員会など経営者が集まる機会に併せて講師を派遣する出前講座方式で研修会を開催している。</p>
<p>5 男女共同参画普及啓発事業</p> <p>ア 個人負担の会費について【意見】</p> <p>この団体から提出された補助金交付申請書では、参加者から 3,000 円の会費負担を求めているが、収入の部のその他収入として記載がないので、収入の部への記載が必要だと考える。(82 ページ)</p>	<p>補助事業者が、団体を設立したばかりで事務処理経験が少なく、補助金事務に関する理解も不十分なまま事業実施したため、交付申請及び実績報告に課題が発生したものであるが、県男女共同参画センターの確認及び指導が不十分であった。</p>
<p>イ 食事代について【意見】</p> <p>参加者の食事代 3,000 円が支払われているのであれば、支出の部のその他経費に記載が必要だと考える。(82 ページ)</p>	<p>監査意見を受けて、補助金管理データベースを整備し、男女共同参画センターの審査体制を強化することで、補助事業者に対して申請書等の適切な記載を指導するとともに、実績報告時に参加者数の記載や写真等参加者が把握できるものの提出を求めるなど、開催実績の確認を十分行うこととした。</p>
<p>ウ 講師食事代の取り扱いについて【意見】</p> <p>収支予算書では講師食事代があるが交付要綱では「食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）」となっている。</p> <p>今回の公開講座の企画の中に、「ミニ会席を食べながら女子トーク」というスケジュールが盛り込まれており、必要不可欠な食糧費であると考えますが、収支決算書では 2 名分は講師食事代として支払われているが、1 名分は講師謝金として支払われている。講師謝金と講師食事代は、講師本人が受領した謝金の中から食事代をもらうか、本人に交付せずに直接食事代として支払うかの意味合いが異なってくるため、適正に区分すべき事項であると考ええる。(82 ページ)</p>	
<p>エ 参加者の確認について【意見】</p>	

監査結果	講じた措置
<p>参加者数が 15 名となっているが、内訳で男性 2 人・女性 13 人となっている。</p> <p>今回の募集チラシは「女性限定先着 50 名」と記載されており、男性 2 人は不自然であり、講師 3 名のうち 2 名が男性である。</p> <p>参加者の名前までは確認出来ていないが、女性限定の公開講座に男性 2 人が含まれていることは不自然であるため、参加者を確認することが必要だと考える。</p> <p>なお、この公開講座の実施日が 12 月 18 日であり、10 月の鳥取県中部地震の後で企画されているなど準備に要する期間も短く、あわせて震災後の地域活性化を目的とした講座であることを考慮し、意見のみとした。</p> <p>(82 ページ)</p>	